

パブリックコメントの結果について

1 意見募集結果の概要

(仮称)岡崎市水を守り育む条例(素案)について意見を募集したところ、13件の意見が提出されました。

提出された意見を考慮した結果、必要な箇所(2箇所)を修正して条例案を作成し、議会に上程してまいります。

2 意見提出数

提出方法	提出人数	意見件数
直接持ち込み	0	0
郵送	8	8
電子メール	3	5
ファクシミリ	0	0
その他	0	0
合計	11	13

3 提出された意見の概要と岡崎市の考え方

No	意見	市の考え方
1	わたしは、この条例を作ることに賛成です。人間には、やっぱり水がなければ、生きてはいけません。だけどこのままいけばどんどん川の水は減り人間だけではなく川や海の生き物にも影響をおよぼすと思います。だけど今からでも水を大切にしていけば、川の水が減らないかもしれないし、汚くならないかもしれない。だから条例を作ることは賛成です。わたしは、市民や企業だけではなく学校もやったほうがいいと思います。学校ではたくさんの水を使うから学校もやったほうがいいと思います。この条例を作ったことによりみんなが「水って大切」ということを改めて感じてほしいと思います。	水を守り、大切に使うには、市だけでなく、市民・事業者皆さんの取り組みが必要です。学校においても汚い水を流さない、水を大切に使うなど実践していただきたいと思います。

2	<p>わたしは、この岡崎市水を守り育む条例について、賛成です。理由は、市役所の方の話を聞いて市役所の方々が、がんばって活動をしているんだなあと思ったからです。市役所の方の話を聞いてわたしたちもこの活動に協力して良い水環境にしなければ・・・と思いました。「5 市民の責務」のとおり、岡崎市の人たちが協力して気持ちの良い岡崎市にしたいと、わたしは思いました。市役所の人たちががんばって環境のことについて考えてくれたので、川を汚すわけにはいきません。なので、協力して、川をきれいにしていきたいです。</p>	<p>環境をよくするには、市民一人一人の力が必要です。みんなで岡崎市の水を守り育んでいきたいと思います。</p>
3	<p>わたしは、この条例に賛成です。理由は第二章の4、5、6番を見て市民や市、事業者が協力して川を守ることはとてもいいと思ったからです。この条例をつくったあとみんなが守ってくれるといいです。わたしが考えた案は、ごみを道路や川に入れる人がいるので岡崎市が市民たちとごみ拾いをやってみたらいいと思います。他にも、市の人たちに水を大切に使うことを広めたり、植樹などしたらいいと思います。でも、第二章を見てお金があまりない事業者や市民もいるので、お金をかけすぎることやめたほうが良いと思います。でも、やれることはやってもらったほうがいいです。</p>	<p>この条例は岡崎市の水に対する基本的な考え方を示した理念条例です。具体的ことは、水循環総合計画(水環境創造プラン)で実施していきます。この計画の中で環境美化活動や森林を守る活動などを積極的に推進してまいります。</p>
4	<p>わたしは、この条例に賛成です。理由は、岡崎市の川が黄河のようになってほしくないからということと、水じゅんかんを健全にしたいからです。五年生からエコクラブに入って、エコ活動を続けてきていて「川の水」など勉強をしているのでどれだけ水が大切なのかよくわかっています。わたしは、もっとプランを進めるために市民一人じゃなく、学校も協力したほうがいいと思います。水は、本当に大切なのでぜひ協力したいです。学校のみならず家族にもこの条例のことを広めて意見を聞いてみたいと思います。</p>	<p>黄河ほどではありませんが、本市においても将来河川流量の減少が明らかです。水源涵養や雨水貯留浸透などの施策を積極的に行い、健全な水循環を確保したいと考えております。</p>

5	<p>わたしは、この条例に賛成です。理由は、黄河のように乙川の水がかわいてほしくないし、わたしたちに人間にも水が必要なので賛成します。この案を日本中に作ればもっといいと思いました。わたしの案は、水のじゅんかんが、黄河のように止まってしまわないように、この条例を新聞などに大きくのせれば、市民の人に分かってもらえると思います。わたしは、前まで、水不足なんてそこまで気にしてなかったけど、市役所の方の話で、水について大変なことになっていることがわかりました。</p>	<p>水循環に関する条例は、都道府県の一部において策定されています。また、国においても水に関する関係省庁が集まり、健全な水循環について議論されています。条例の制定や計画の策定を機にもっと市民の方にアピールしていきたいと思います。</p>
6	<p>わたしは、この条例を作ることに賛成です。理由は、乙川が二十年後から三十年後に中国の黄河のように断流してしまったら、生き物だって住めなくなってしまうし、わたしたち人間も水を失ってしまうと困ってしまいます。だから人間が防がなくてはいけないので賛成します。この条例を市役所の方から聞いた時、水を使いすぎではいけないなと思いました。だから水を使いすぎないように気をつけます。この条例がずっと続いてほしいと思います。そして、生き物などが気持ち良く過ごせる川になってほしいなと思います。</p>	<p>水は限りある資源ですので、大切にしたいものです。市民一人一人が水の大切さを認識し、節水や生活排水などに留意すれば、水環境はよくなると思います。</p>
7	<p>わたしはこの条例に賛成です。なぜかという、わたしはエコクラブで前から魚などの生物などを保護したいなと思っていたのでぜひめつきぐしゅのクロメダカなどを助けられるなんてすばらしいと思いました。また、水循環推進協議会の方々が計画策定に頑張るようなので、協力したいなと思いました。わたしがこうしたらいいなと思うことは、絶滅危惧種などの生物をいろんな所から保護できたらいいなと思います。また、大切な木や水、生物を守るために市民に呼びかけたらいいなと思います。この条例はとていいと思います。健全な水環境を維持してほしいなと思います。</p>	<p>近年、ため池などではブラックバス等の外来種が繁殖しており、カワバタモロコ等の在来種が減少しています。第4章4「水・水辺における生態系の保全」において、生物も含めた水辺の保全について言及しております。</p>

8	<p>ぼくは、条例をやることに賛成です。水はみんなにとって もすごく大切です。だからぜひ活動をしていってほしいです。 人が本当に水をたくさん使っているから一人ずつが気をつけ て呼びかけるといいと思います。ぼくは、チラシを配って呼 びかけるといいと思います。</p> <p>この活動がうまくいくといいです。ぼくも水を大切にしてい きたいです。</p>	<p>条例の周知については、水 循環総合計画(水環境創造プ ラン)と合わせて行なうこと を考えております。パンフレ ットはもちろんのこと、ビデ オなども検討しております。 また、これらを使い、環境学 習などで周知してまいりま す。</p>
9	<p><間伐ボランティアを募集する。></p> <p>ぼくたちが聞き取り調査をしたところ、山の所有者の方で、 間伐をやりたくても「歳をとってしまってやれなくなってし まった」という方が何人もいました。だから、山の所有者の 方だけでやるのは難しいと思います。そこで、間伐ボランテ ィアを募集して、みんなで山や川を守っていけるようにした いです。</p> <p>全国と比較すると愛知県のボランティア意識はとても低い そうです。しかし、ここ数年、森林に関するボランティア団 体が増加していると聞きました。</p> <p>岡崎市でも、ボランティア意識を高められるような広報活 動を行って、ボランティア意識を高められたらいいと思いま す。「おおだの森」の活動から、さらに発展させてやっていけ るといいと思います。</p>	<p>森林を保全していくには、 その所有者だけでなく、広く 市民の方の理解も必要です。 森林を守る大変さ、大切さを 実感できるような仕組みを 考えてまいります。</p> <p>具体的な施策については 水循環総合計画(水環境創造 プラン)で策定してまいりま す。</p>
10	<p><補助金制度を改善する。></p> <p>ぼくたちが聞き取り調査をしたところ、「山の仕事をしても お金にならないから、他の仕事をするようになった。」という 方が何人もいました。今の補助金制度は、自分で間伐をした 場合はかかった費用の4割ぐらい、森林組合にたのんだ場合 は16万円のうち7万円の補助が出ると聞きました。でも、</p>	<p>水環境創造プランの策定に おいて、将来河川流量が減少 することがわかり、水源涵養 や雨水の貯留浸透に関する 施策をもっと重点的に行な うことを考えております。森</p>

	<p>環境のために間伐をしようと思った場合、かなりの赤字になってしまうため、なかなかやれないのではないかなと思います。</p> <p>そこで、ほったらかしになっている山で、環境保全のために間伐をする場合は、全額補助金を出すようにすると思います。そうした山で、その後に利益が出るような材木ができた場合は、その利益は返還するようにすると思います。</p>	<p>林についても林業保護の観点だけでなく、水源保全の観点からも、その整備は必要です。</p> <p>具体的な施策については水循環総合計画(水環境創造プラン)で策定してまいります。</p>
11	<p>第4章、1 水源涵養について、「森林の多面的機能と保水能力」を謳っていますが、「農地」も加えてはどうですか。</p>	<p>ご指摘のとおり、農地も水源涵養の重要な場と考えますので、追加修正します。</p>
12	<p>策定の趣旨にも謳ってありますが、額田との合併によって乙川流域の全てが岡崎市となりました。合併の大きな必要性の一つに乙川の水を守ることがありましたし、それが実現可能となりました。また、水環境マスタープラン検討においても乙川部会が設けられています。よって、この条例において「乙川の位置付け、乙川流域施策など」を明確にしてはどうですか。</p>	<p>乙川はその流域が全て本市に含まれており、本市の貴重な水道水源であることから重要な河川です。</p> <p>しかし、本条例は岡崎市全体について言及している理念条例であり、個別の事案については、水循環総合計画の中で記載したいと考えております。</p>
13	<p>2章4 市の責務について 市の事業者としての責務・率先垂範を盛り込むべきと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業者として市は、他の事業者の方の模範となるべきであり、その影響も大きいので、市の責務の中に市の率先模範項目を追加します。</p>

4 意見を考慮した修正後の条例案

岡崎市水を守り育む条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 水循環総合計画（第7条、第8条）

第3章 健全な水循環のための施策（第9条～第13条）

第4章 水循環推進協議会（第14条～第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

水は、すべての生命の源であり、太古の昔から、私たちに自然の畏怖を与えながらも、限りない恩恵をもたらし、豊かな自然を生み、稲作文化を始めとした独自の文化を育ててきた。

とりわけ、本市は矢作川、乙川をはじめとした河川や数多くの池に恵まれ、飲料水、各種用水として利用し、水が私たちの暮らしを支えてきた。

ところが、近年、都市化の進展等により、水質汚濁、河川流量の減少、山林の荒廃、親水性の低下など水に関する様々な問題が生じてきた。

こうした中、私たちは、このような水を取り巻く現状を認識し、将来にわたって健全で恵み豊かな水が維持されるよう、水を大切に守りながら使い、また、作り育むことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健全な水循環を確保し、及び創造するために、水に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水循環に関する施策の基本となる必要な事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「健全な水循環」とは、降水が土壌等に保持され、若しくは地表水及び地下水として流下して海域等に流入し、又は大気中に蒸発して再び降水になる一連の過程である水循環において、人間の社会生活の営み及び環境保全に果たす水の機能が、適切な均衡の下に確保されている状態をいう。

(基本理念)

第 3 条 水は、市民全体の共有の財産であるとともに、生命の源であることから、私たちは清らかで、安全で、かつ豊かな水を持続的に確保するよう努めなければならない。

2 水の相互の利用及び管理は、公共の利害と関係するものであることから、水量、水質を始めとする水環境と調和するものでなければならない。

3 私たちは、自主的かつ積極的に健全な水循環を確保する施策に取り組んでいかなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、水循環に関して総合的かつ計画的な施策を推進しなければならない。

2 市は、国、県及び他の地方公共団体に対し、必要に応じて理解及び協力を求めなければならない。

3 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、健全な水循環を確保し、及び創造するため積極的に取り組むように努めなければならない。

4 市は、水循環に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、日常生活の水循環に与える影響を認識し、生活排水による水質汚濁の防止、節水等に心がけ、水環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、水環境を保全する

ために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

第2章 水循環総合計画

(水循環総合計画)

第7条 市長は、健全な水循環に関する総合的な計画(以下「水循環総合計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 水循環総合計画は、健全な水循環に関する基本方針、目標及びその目標を達成するための施策その他必要な事項について定めなければならない。

- 3 水循環総合計画は、おおむね6年ごとに見直し、変更するものとする。

- 4 市長は、水循環総合計画を策定するに当たり、市民及び事業者の意見を聴取し、これを水循環総合計画に反映するよう努めなければならない。

- 5 市長は、水循環総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 6 前2項の規定は、水循環総合計画の変更について、準用する。

(年次報告書の作成等)

第8条 市長は、水循環総合計画に基づき実施された施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 健全な水循環のための施策

(水源の涵養)

第9条 市は、健全な水循環を保持する水量の確保を図るため、森林及び農地の有する多面的機能を認識し、森林及び農地の保水能力を向上させるような措置を講ずるものとする。

(雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進)

第10条 市は、雨水が健全な水循環を確保する上で重要な要素であることから、雨水の貯留浸透及び利用の促進を図り、平常時の河川流量の確保及び浸水被害の低減に努めるものとする。

(汚濁負荷量の削減)

第11条 市は、清らかで安全な水を確保するため、生活排水については下

水道整備の促進、合併処理浄化槽の普及等により、工場及び事業所からの排水については監視及び指導をすることにより汚濁負荷量を削減するよう努めるものとする。

(水中及び水辺の生態系の保全)

第12条 市は、水中及び水辺の生態系を保全するため、河川、ため池、湿地等の動植物の保護その他必要な措置を講ずるものとする。

(水との関わり)

第13条 市は、市民が水との関わりを深め、水辺を身近に感じることができるよう、環境活動の促進、環境学習の機会の付与その他必要な措置を講ずるものとする。

第4章 水循環推進協議会

(設置)

第14条 市に、健全な水循環に関する施策を推進するため、水循環推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

水循環総合計画に関する事項

健全な水循環に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第16条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第17条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

学識経験を有する者

各種団体の代表者

公募した市民

前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第18条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 19 条 会長は、必要に応じて、水循環に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、協議会に部会を設置することができる。

- 2 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 7 条第 2 項に掲げる事項について策定されている水循環総合計画（「水環境創造プラン」をいう。）は、同条第 1 項の規定により策定された水循環総合計画とみなす。